

# ○ 北海道林地開発許可に関する事務処理要領 別記第1号

## 審査基準

### 第1 一般的事項

#### (趣旨)

開発行為の実施の確実性等、開発行為の許可にあたって確認等が必要な一般的な事項である1～7までの基準につき審査を行う。

#### 1 開発行為の実施の確実性

次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。

##### (1) 計画の具体性

開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

##### (2) 土地の権利者の同意

開発行為に係る森林の土地につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

##### (3) 関係法令等による許認可等

開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であることが明らかであること。

##### (4) 信用及び資力

申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

#### 2 開発行為に係る土地の面積

開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

#### 3 開発行為に係る全体の計画

開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

#### 4 一時利用後の措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 5 森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

## 6 周辺地域の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

## 7 残置森林等の維持管理

開発対象区域（開発行為に係る森林の土地の区域及び当該区域に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連するものの区域をいう。以下同じ。）内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

## 第2 災害の防止に係る事項（法第10条の2第2項第1号関係）

「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること（法第10条の2第2項第1号）」に該当しないこと。

### （趣旨）

これは、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の配置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨であり、この判断のため、1から8までの基準を満たすか否かにつき審査を行う。

なお、「その他の災害」とは、土砂の流出又崩壊の原因となる洪水、溢水のほか、飛砂、落石、なだれ等である。「当該森林の周辺の地域」と規定されているが、周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施区域内における防災措置についても審査を行うものである。

## 1 現地形に沿った開発等

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最少限度であることが明らかであること。

## 2 法面の安定の確保（切土・盛土・捨土関係その1）

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が土質、法面の高さ等からみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 3 法面崩壊防止の措置（切土・盛土・捨土関係その2）

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が、2によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置等の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 4 法面保護の措置（切土・盛土・捨土関係その3）

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水等により侵食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 5 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量、構造等を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 6 排水施設の措置

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力、構造を有する排水施設の設置の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 7 洪水調節等の措置

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 8 その他災害の防止の措置

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

### 第3 水害の防止に係る事項（法第10条の2第2項第1号の2関係）

「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること（法第10条の2第2項第1号の2）」に該当しないこと。

#### （趣旨）

これは、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における水害の発生状況等から水害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨であり、この判断のため、基準を満たすか否かにつき審査を行う。

#### （洪水調節等の措置）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

### 第4 水の確保に係る事項（法第10条の2第2項第2号関係）

「当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること（法第10条の2第2項2号）」に該当しないこと。

#### （趣旨）

これは、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林への水利用に依存する程度等から水源かん養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源かん養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨であり、この判断のため、1及び2の基準を満たすか否かにつき審査を行う。

## 1 水量の確保

他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 2 水質の悪化の防止

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置等その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

## 第5 環境の保全に係る事項（法第10条の2第2項第3号関係）

「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること（法第10条の2第2項第3号）」に該当しないこと。

### （趣旨）

これは、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、様態等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨であり、この判断のため1～3の基準を満たすか否かにつき審査を行う。

## 1 相当面積の森林の残置等

開発対象区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じて相当の面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

## 2 騒音等の影響の緩和、植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発対象区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が適切に行われることが明らかであること。